

医療（準備期）

- ・ 県は、特に配慮が必要な患者⁸⁴について、患者の特性に応じた受入医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
- ・ 市は、必要な医療提供体制の確保のため、医療機関等との調整を行う。（保健福祉部、保健所）

84 精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症の人、がん患者、外国人等

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、市は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、国からの要請に基づいて県が実施する医療提供体制の確保に協力して、体制整備を迅速にすすめるとともに、市民が混乱なく医療を受けられるよう、相談窓口を設置し周知する。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

- ・市は、国や JIHS から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状を含む診断・治療に関する情報等について、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）

2-2. 医療提供体制の確保等

- ・国からの要請に基づいて県が行う感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等における感染症患者の受入体制の確保、入院調整に係る体制構築等に協力し、迅速に体制を整備する。（保健福祉部、保健所）
- ・市は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、市予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。（保健所）
- ・医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（保健福祉部、保健所）
- ・医療機関に対し、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（保健所）
- ・市は、市民に対して地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について周知する。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所）

2-3. 相談センターの整備

- ・市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、市民への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等への受診につなげる。（総務部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が全国に急速にまん延した場合、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。市は、国、県とともに適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供するための取組を積極的に推進することにより、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう支援する。

また、ワクチンや治療薬等により対応力が高まった場合には、混乱なく通常の医療提供体制に移行できるよう調整等を行う。

2 所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ・市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。また、市民に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。（総務部、企画政策部、保健所、関係部局）
- ・市は、県と連携し、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。（保健所）
- ・市は、発熱外来の医療機関に対して、患者からの相談に応じる相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう周知する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、国及び JIHS から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状、診断・治療に関する情報等について、医療機関、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、市内の感染状況や医療提供の状況等を踏まえて、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。（保健所）
- ・市は、県が特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う場合、これに協力する。（保健福祉部、保健所）

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ・市は、県が国からの要請に基づいて行う入院医療及び外来医療を提供する体制の確保に協力する。（保健福祉部、保健所）

- ・市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う公立・公的医療機関等に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。ただし、県が総合調整権限・指示権限を行使した場合は県の指示に従う。（保健所）

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ・市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの機能を強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。（総務部、保健所）

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ・市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等の病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。
- ・市は、自宅療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーター等必要な備品を確保する。（保健所、保健福祉部）

3-2-2-2. 相談センターの強化

- ・上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。（総務部、保健所）

3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応

- ・市は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等のグループに感染・重症化しやすい新型インフルエンザ等が発生した場合は、国からの要請に基づき、リスクの高い特定の患者への重点的な医療提供体制を確保するよう医療機関等と調整する。（保健福祉部、保健所）
- ・新型インフルエンザ等の病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、市は、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等の協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう調整する。（保健福祉部）

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・市は、県が協定に基づいて対応する医療機関を減らす、または変異株の出現等により医療機関を増やす等体制の変更を決めた場合は、医療機関との調整に協力する。（保健福祉部）
- ・市は、国からの要請に基づき、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更し、市民に周知する。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・市は、県が国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する際に、協定指定医療機関以外の医療機関への説明や調整を行う。（保健福祉部、保健所）
- ・市は、市民に対して受診方法や受診医療機関が通常の体制に移行することについて丁寧な説明、周知を行う。（総務部、保健福祉部、企画政策部、保健所）

3-3. 県予防計画及び医療計画に基づく事前の想定と大きく異なる場合、医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

- ・市は、県が準備期に整備した医療提供体制の想定と大きく異なり、国が示す対応方針を踏まえて対応を検討する場合には、新たな体制構築のための医療機関との調整等に協力し、必要な人員及び物資の調達を行う。（総務部、保健福祉部、保健所）
- ・想定した取組では対応が困難となるおそれがあり、県が広域の医療人材派遣や患者の移送、臨時の医療施設の設置、または再度まん延防止における措置を講じる事態となった場合には、新たな方針を踏まえ対応する。（総務部、保健福祉部、保健所）

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等発生時における健康被害や、社会経済活動への影響を最小限にとどめるために、新たな治療薬の開発等を推進する。

2 所要の対応

1-1. 治療薬・治療法の研究開発の推進

1-1-1. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

- ・大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、市は、大学等の研究機関を支援する。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国等における感染症危機対応医薬品等の開発動向に注視し、新たに開発・承認等された新型インフルエンザ等に有効な治療薬や治療法を速やかに医療機関で活用できるよう、国、県と連携して、医療機関等との診療・治療に資する情報の共有や治療薬の適正流通のための取組等を行う。

2 所要の対応

2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

- ・市は、国等から示される新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報の分析結果等の知見について、医療機関等の関係機関と情報共有を行う。（保健所）

2-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

- ・市は、国及び JIHS から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関等に対して迅速に提供・共有する。（保健所）

2-2-2. 治療薬の流通管理及び適正使用

- ・市は、国又は県から要請があった場合、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう依頼する。また、治療薬について過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。（保健所）

2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ・市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要なに応じて協力する。（保健所）
- ・市は、国又は県の要請を受け、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう依頼する。（保健所）

第3節 対応期

1 目的

開発・承認等された新型インフルエンザ等に有効な治療薬や治療法を速やかに医療機関で活用し、必要な患者に公平に医療を提供できるよう、引き続き、国、県と連携して、医療機関等との診療・治療に資する情報の共有や治療薬の適正流通のための取組等を行う。

2 所要の対応

3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

- ・市は、国等が行う新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報、病原体に対する既存の薬剤の有効性を含めた分析結果等の知見を医療機関等の関係機関へ情報提供を行う。（保健所）

3-1-2. 医療機関等への情報提供・共有

- ・市は、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等に対して迅速に提供する。（保健所）

3-1-3. 治療薬の流通管理

- ・市は、引き続き、国又は県からの要請があった場合、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう依頼する。また、治療薬について過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。（保健所）
- ・市は、対症療法薬についても、国からの要請があった場合、適切に使用するよう要請するとともに、適切な流通を指導する。（保健所）

3-1-4. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ・市は、地域における感染が拡大し、国から濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請があった場合は、予防投与のとりやめについて医療機関と情報共有を行う。（保健所）

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

- ・市は、国において重症化リスクの高い特定のグループに対して必要な治療が提供されるよう重点的な対策を行う場合は、医療機関等と必要な情報を

共有する。（保健所）

- 病原体の変異に伴う病原性や感染性の増加や、予期せぬ治療薬関連物資等の不足、他の感染症の同時流行等の複合的な危機が発生した場合等、リスクが更に増加する可能性もあるため、国から示される分析結果や対応方針について医療機関等に周知する。（保健所）

第10章 検査

第1節 準備期

1 目的

患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげ、また流行の実態を把握するため、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに検査体制を立ち上げ、多数の患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築するため、平時から必要な準備を行う。

2 所要の対応

1-1. 検査体制の整備

- ・市は、国、県と連携し、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所と県環境保全研究所、JIHS との間の連携を深めるとともに、JIHS の支援を受け、民間検査機関を含めた検査実施機関における検査体制の強化や、検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立する。（保健所）
- ・市は、民間検査機関等と検査等措置協定を締結し、有事における検査体制を確保する。（保健所）
- ・環境衛生試験所は、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進めるとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確認を行う。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所や県環境保全研究所、民間検査機関、医療機関等の有事に検査の実施に関与する機関との間の役割分担を平時から確認する。（保健所）
- ・市は、公用車等による検体搬送に加え、国の方針を踏まえ、運送事業者等による検体搬送の活用について検討する。（保健所）
- ・市は、市予防計画に基づき、環境衛生試験所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、民間検査機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。（保健所）
- ・市は、新型コロナ対応で確保した PCR 検査能力等を維持・拡充するため、検査機器の整備・更新等に取り組む。（総務部、保健所）
- ・市は、JIHS 等が実施する技術研修に担当職員を参加させ、人材育成や検査の精度管理を図る。（保健所）

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ・市は、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等に対して、国や JIHS が実施する訓練等への参加を呼びかけるとともに、市においても予防計画に基づき訓練等を実施する。（保健所）
- ・これらの訓練等により、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の確認・点検を行い、維持・強化を図るとともに、病原体の検出手法の習得から検査機関への普及に至るまでの初動体制の構築や、検体・病原体の搬送体制の確認を行う。（保健所）
- ・検体採取部位によっては検体採取を行う者の職種が限られることから、県は、国が実施する歯科医師等を対象とした検体採取⁸⁵の技術研修等について必要に応じて関係団体等へ周知する。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて平時から体制構築を図るため、検査機器の整備・更新や試薬の確保、検査部門の人員確保、JIHS や地方衛生研究所等のネットワークを活用した専門的人材育成のほか、集団感染発生時等に対応可能な検査法の構築や訓練の実施など、平時から病原体の検査体制の強化を計画的に進めていくとともに、訓練等を通じた人材育成を行う。（総務部、保健所）
- ・長野市保健所健康危機対処計画には、有事における所内の組織・人員体制、検査実施体制（検査機器等の整備・更新、検査試薬の備蓄、検体搬送の仕組み等）、関係機関との役割分担や連携、研修・訓練の実施方針等について記載する。（保健所）

1-3. 検査実施状況等の把握体制の確保

- ・市は、有事における検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保についての国の検討状況を注視するとともに、必要に応じて体制確保等に協力する。（保健所）

1-4. 研究開発支援策の実施等

1-4-1. 研究開発の方向性の整理

- ・市は、国及び JIHS が行う重点感染症の指定や感染症危機対応医薬品等の研究開発の推進等の状況について情報を収集する。（保健所）

1-4-2. 研究開発体制の構築

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究機関や検査機関等にお

85 特措法第 31 条の 2 第 1 項。感染症発生・まん延時において、厚生労働大臣等が医療関係者に協力を要請した場合に限り、歯科医師が検体採取を行うことができる。

ける検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できるよう国が進めるネットワークの強化に協力する。（保健所）

1-4-3. 検査関係機関等との連携

- ・市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健福祉部）

1-5. 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

- ・市は、国が示す検査実施の方針に対応し、必要に応じて検査体制の整備に活用する。（保健所）

第2節 初動期

1 目的

市内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめるため、検査体制を早期に整備する。

2 所要の対応

2-1. 検査体制の整備

- ・市は、市予防計画に基づき、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認するとともに、速やかに検査体制を立ち上げる。（保健所）
- ・市は、検査等措置協定締結機関等に対して、準備期に締結した協定に基づき検査体制の確保を要請する。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況について、定期的に国へ報告する。（保健所）
- ・市は、検査物資の備蓄状況を確認するとともに、必要な検査物資を追加で確保する。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時に検体・病原体の迅速な搬送が実施できるよう、公用車による搬送に加え、国の方針を踏まえ、運送事業者等による搬送の必要性について判断する。（保健所）

2-2. 国内における核酸検出検査（PCR 検査等）の汎用性の高い検査手法の確立と普及

2-2-1. 検体や病原体の入手及び検査方法の確立

- ・市は、国や JIHS が公表する病原体の検出手法や病原体情報について積極的に情報収集する。（保健所）
- ・市は、JIHS からの検査試薬や検査マニュアルの配布等の技術的支援を受け、検査手法の確認・標準作業書の整備を行い、速やかに PCR 検査等の検査体制を立ち上げるとともに、検査精度の確保を図る。（保健所）
- ・市は、国や JIHS と連携し、検査等措置協定締結機関等における PCR 検査等の検査体制の立ち上げを支援する。（保健所）
- ・市は、検査等措置協定締結機関等に対し、検査マニュアルや入手した PCR プライマー等を基に、PCR プライマー等及び試薬等の病原体の検査情報を提供する。（保健所）

2-2-2. 検査体制の立上げと維持

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に、当該者に対して適切に検査が実施できる検査所の開設を検討する。（保健所、保健福祉部）

2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ・市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健所）

2-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

- ・市は、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき国が決定する検査実施の方針を踏まえ、必要な検査体制を随時見直すとともに、市民に対して、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を分かりやすく提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、検査により患者を早期発見することで、適切な医療につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめるため、検査体制の拡充と維持を図る。また、感染症の特徴や病原体の性状の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等を踏まえて適切に検査を実施し、社会経済活動の回復や維持を目指す。

2 所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

- ・市は、市予防計画に基づき、国の要請も踏まえ、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（保健所）
- ・市は、必要に応じて、検査等措置協定締結機関等に対して、準備期に締結した協定に基づき検査体制の拡充を要請する。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。（保健所）
- ・市は、検査体制の拡充にあたり、検査に必要となる予算及び人員の見直し並びに確保を行うとともに、検査物資を確保する。（保健所）
- ・市は、国の方針を踏まえ、公用車による検体搬送に加え、運送事業者等による検体搬送を活用する。（保健所）

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ・市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健所）
- ・市は、国及び JIHS と連携して、抗原定性検査等のより安全性が高い検査方法や検体採取方法が新たに開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及を図る。（保健所、保健福祉部）

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

- ・市は、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき国が決定する検査実施の方針を踏まえ、市民に対して、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を分かりやすく提供・共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

検査（対応期）

- 検査実施にあたっては、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。対応期においては、検査実施能力の確保状況を踏まえ、市民生活及び経済に及ぼす影響の最小化等の観点から検査対象者を拡大する場合もある。（保健所）
- 市は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、国が段階的に検査実施の方針の見直し等を行った場合には、検査体制についても見直しを行う。（保健所）
- 市は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性、検査体制を考慮し、社会経済活動の回復や維持を図ることを目的とした検査についても、国の方針を踏まえ実施する。（保健所）

第11章 保健

第1節 準備期

1 目的

感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対応する人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び資材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、保健所や環境衛生試験所等が感染症有事における機能を果たすことができるようにする。

2 所要の対応

1-1. 人材の確保

- ・市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、全庁的な応援職員、IHEAT要員、臨時職員等、有事体制を構成する人員を確保する。（総務部、保健福祉部、保健所、全部局）
- ・市は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、環境衛生試験所の計画的な人員の確保や配置を行う。人員の配置に当たっては、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討する。（総務部、保健所）

1-1-1. 外部の専門職（IHEAT等）等の活用

- ・保健所は、IHEAT要員の確保、名簿管理を行い、IHEAT要員に対する研修・訓練について、県と連携して取り組む。
- ・市は、健康危機発生時に速やかにIHEAT要員の支援を受けることができるよう、IHEAT要員の受入体制を整備する。（総務部、保健所）
- ・市は、必要に応じ職能団体等外部の専門職も活用できるよう準備を行う。（保健所）

1-1-2. 受援体制の整備

- ・保健所及び環境衛生試験所は、有事体制を構成する人員のリスト及び有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ・市は、市予防計画に定める保健所の有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT

- 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。（保健所）
 - ・市は、保健所及び環境衛生試験所において、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。また、保健所及び環境衛生試験所以外における業務について業務継続計画を策定する。（総務部、保健所、全部局）
 - ・業務継続計画の策定に当たっては、有事における業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。（総務部、保健所、企画政策部、全部局）

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ・市は、保健所の有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。（保健所）
- ・市は、国やJIHS等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT 要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。（総務部、保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の研修等を積極的に活用し、保健所や環境衛生試験所等の人材育成に努める。（総務部、保健所）
- ・市は、保健所や環境衛生試験所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。（総務部、保健所）
- ・市は、保健所や環境保全研究所等に加え、速やかに有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。（総務部、保健所）

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所や環境衛生試験所等のみならず、庁内の関係機関、医療機関、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。（総務部、保健所、全部局）
- ・市は、感染症対策推進会議等において、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者

等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえて、市予防計画を策定・変更する。（保健所）

- ・市は、市予防計画を変更する際には、市行動計画、県が作成する医療計画及び県予防計画、並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針⁸⁶に基づき作成する市健康危機対処計画と整合性の確保を図る。（保健所）
- ・感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設⁸⁷で療養する場合には、陽性者への食事の提供等⁸⁸の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、県が協定を締結した民間宿泊事業者⁸⁹等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（総務部、保健所）

1-4. 保健所及び環境衛生試験所等の体制整備

- ・市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。（総務部、保健所）
- ・市は、保健所や環境衛生試験所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、外部委託⁹⁰等を活用しつつ健康観察⁹¹を実施できるよう体制を整備する。（総務部、保健所）
- ・保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。（保健所）
- ・環境衛生試験所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・更新、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。（保健所）
- ・市は、地域全体の試験検査能力等の向上につながる研修指導を行うなど人材育成に取り組むとともに、研修指導ができる体制を構築・維持する。（保

86 地域保健法第4条に基づき定める基本指針（平成6年厚生省告示第374号）をいう。

87 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

88 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

89 感染症法第36条の6第1項

90 感染症法第44条の3第4項及び第5項

91 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めることをいう。以下同じ。

健所)

- ・市は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国が JIHS と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、県と協力して検査体制の維持に努める。（保健所、総務部）
- ・市は、平時から県及び保健所設置市の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（保健所）
- ・市は、有事に迅速に検査体制が整備できるよう、国、JIHS 及び県と連携し、環境保全研究所等における検体の入手から病原体の検出方法の確立及びその手法の検査機関への普及に至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。（保健所）
- ・市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。（保健所）
- ・市は、国、県と連携のうえ、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。（保健所）
- ・市は、県家畜保健衛生所、県及び国と連携のうえ、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく獣医師からの届出⁹²又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。（総務部、農林部、保健所）
- ・市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健所）

1-5. DX の推進

- ・市は、有事の際に上記システムを活用できるよう、平時から保健所、環境衛生試験所、医療機関等の体制を整える。（保健所）
- ・市は、国等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題を踏まえ、県、保健所、環境衛生試験所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう検討する。（総務部、企画政策部、保健所）

92 感染症法第 13 条第 1 項及び家畜伝染病予防法第 13 条第 1 項

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置等、市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、感染症による偏見・差別等を排除するため、以下の事項等について啓発する⁹³。（総務部、企画政策部、保健所）

【啓発内容】

- ・感染症は誰でも感染する可能性があること
- ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
- ・これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等
- ・市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）
- ・保健所は、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等を行う。
- ・市は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症がまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促す。（保健所、保健福祉部）

93 特措法第13条第2項

第2節 初動期

1 目的

市予防計画並びに保健所及び環境衛生試験所等が定める健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対して、新型インフルエンザ等の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、市民の不安軽減を図る。

2 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ・市は、国の要請や助言を受けて、市予防計画に基づく保健所の有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び環境衛生試験所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（カ）までの対応に係る準備を行う。（総務部、保健所）
 - （ア）医師の届出⁹⁴で患者を把握した場合の患者への対応（入院勧告・措置、積極的疫学調査等）や患者の同居者等濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導⁹⁵等）
 - （イ）積極的疫学調査等による、集団感染の発生状況の把握
 - （ウ）IHEAT要員に対する市内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請
 - （エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
 - （オ）環境衛生試験所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備
 - （カ）集団感染の発生した施設の調査に係る外部団体も含めた派遣の検討
- ・市は、保健所等への応援職員の派遣、県に対する応援派遣要請、IHEAT要員及び職能団体等に対する応援要請等の人員の確保に向けた準備を進める。（総務部、保健所）
- ・市は、国の要請に基づき、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

94 感染症法第12条

95 感染症法第44条の3第2項

（保健所、保健福祉部）

- ・市は、健康危機対処計画に基づき、人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、有事体制への移行の準備を進める。（保健所）
- ・市は、JIHSによる環境衛生試験所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談窓口との連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。（保健所）
- ・市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健所）
- ・市は、有事体制への移行準備を進めるため、以下の項目を確認する。（総務部、保健所）
 - （ア）業務継続計画の内容
 - （イ）患者対応に関する項目
 - a 保健所体制
 - b 検査体制・方針
 - c 搬送・移送・救急体制
 - d 入院調整の方法
 - （ウ）各業務（相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（一元化や外部委託の手順を含む。）

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ・市は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内外における発生状況、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等を市民に対して情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（総務部、企画政策部、保健所）

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

- ・市は、疑似症サーベイランス等国が示す暫定的な方法により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、当該患者に対して積極的疫学調査及び検体採取⁹⁶を実施し、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。（保健所）

96 感染症法第16条の3第1項及び第3項

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市予防計画及び健康危機対処画や準備期に整理した関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、保健所等が、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することにより、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じ柔軟に対応する。

2 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ・市は、全庁的な応援職員の派遣、県に対する応援派遣要請、IHEAT 要員及び職能団体等に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の有事体制を確立するとともに、環境衛生試験所等の検査体制を強化する。（総務部、保健所、全部局）
- ・保健所は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

3-2. 主な対応業務の実施

- ・市、保健所、及び環境保全研究所等は、市予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、県や県保健所等と相互に連携するとともに、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1. 相談対応

- ・市は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談窓口の運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県との一元化等について検討する。（総務部、保健所）

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ・市は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、環境衛生試験所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を

判断する。（保健所）

- ・環境衛生試験所は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。
- ・保健所は、環境保全研究所等と協力の上、JIHS との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、関係機関への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。
- ・保健所は、国及び JIHS 並びに県と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、感染症指定医療機関に対して退院等の届出の提出を求める。また、保健所は、国、JIHS 及び県等の関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。
- ・保健所は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。
- ・市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）において、安定的な検査・サーベイランス機能の確保のため、病原体の特徴や性状、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて検査体制を見直す。（保健所）

3-2-3. 積極的疫学調査

- ・保健所は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。
- ・市は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHS に対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。（保健所）
- ・市は、流行初期以降においては、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国や県が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。（保健所）

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ・保健所は、医師からの届出により患者等を把握した場合は、医師が判断した患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。
- ・感染症の特徴や病原体の性状等が明らかでない場合は、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。
- ・入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、県及び医療機関等と適切に連携して対応する。
- ・市は、入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者等の協力を得て行うことにより、保健所の業務負担軽減を図る。（総務部、保健所）

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ・保健所は、医師からの届出により患者等を把握し、医師が判断した患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等を勘案した上で、患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請⁹⁷や就業制限⁹⁸を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。
- ・市は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の配付に努める⁹⁹。（総務部、保健所）
- ・軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察は、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。（総務部、保健所）

3-2-6. 健康監視

- ・保健所は、検疫所から通知があったときは、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する¹⁰⁰。

97 感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項

98 感染症法第18条第1項及び第2項（第44条の9の規定により準用する場合及び第53条の規定により適用する場合を含む。）

99 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

100 感染症法第15条の3第1項。なお、国は、保健所設置市が検疫所から通知があったときに行う健康監視について、当該保健所設置市から要請があり、かつ、当該保健所設置市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該保健所設置市に代わって健康監視を実施する。（感染症法第15条の3第5項）

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ・市は、流行開始を目途に有事体制へ切り替え、その移行状況を適時適切に把握する。（総務部、保健所）
- ・市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、保健所等への応援職員の派遣、県に対する応援派遣要請、IHEAT 要員及び職能団体等に対する応援要請等を行う。（総務部、保健所）
- ・市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び環境衛生試験所等における業務の効率化を推進する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。（保健所）
- ・市は、有事体制への切替え、体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。（総務部、保健所）
- ・市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健所）

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ・市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画に基づき、環境衛生試験所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（総務部、保健所）
- ・市は、国から示される検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。（保

健所)

- ・保健所は、感染症の特徴や病原体の性状等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ・市は、地域の感染状況等の実情に応じて、実地疫学の専門家等の派遣が必要な場合は、JIHS に要請する。（総務部、保健所）
- ・市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、応援職員の派遣、県に対する応援派遣要請、IHEAT 要員及び職能団体等に対する応援要請等を行う。（総務部、保健所）
- ・市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。（総務部、保健所）
- ・市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や、保健所及び環境衛生試験所等の業務負荷等も踏まえて、保健所等の人員及び検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。（総務部、保健所）
- ・市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。（総務部、保健所）

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ・保健所は、市予防計画に基づき、環境衛生試験所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化を図る。（保健所）
- ・市は、環境衛生試験所において対応期を通じて拡充した検査体制を維持し、地域の変異株の状況の分析、庁内及び県への情報提供・共有等を実施する。（保健所、企画政策部）

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・市は、国からの要請を踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び環境衛生試験所等における有事の体制等の段階的な縮小を検討し、実施する。（総務部、保健所）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療